

# 税金

## ◆ 申告の準備はお早めに

● スムーズで気持ちのよい申告を行うためにご協力を

申告の時期を迎えようとしています。スムーズで気持ちのよい申告を行うために、生命保険料支払証明書など、申告に必要な書類の準備を、お早めにお願ひします。

例年、申告相談のときに経費の整理や計算などを行っていたため、所要時間が長くなっていました。

そのため、自分で収支内訳書をきちんと記入した人が長い時間待たされることになり、多大な迷惑をかけるとともに、たくさんの方の苦情をいただいています。

本来「申告は、自分で収入・経費を計算し、所得や控除額を申告書に記入すること」(自書申告)が原則です。

● 収入・経費を計算してから申告相談にご来場ください

申告について全く分からないと思う人も、必要書類を整理して、収入や経費について項目ごとで構いませんので合計を計算してから、申告会場へご来場ください。

どうしても分からないところや難しいところは、熊本東税務署や

町税務課にお問い合わせいただくか、または、申告相談時に尋ねていただくこと説明します。

※必要書類の例・農業所得の場合  
・収入 販売金額の分かるもの、または、品目・収穫量が分かるもの  
・経費 農薬代、肥料代、田畑などの固定資産税、事業に要した分のガソリン代・電気代・水道代などの金額が分かるもの(領収書やレシート・明細書など)

きちんとして記入している人への迷惑をなくするため、町民皆さんのご意見や税務署の指導により、申告相談時に計算を全くしない人は、待合スペースの記載台に戻って記入していただくことがありますので、ご了承ください。

申告相談の詳しい日程につきましては、後日全世帯に日程表を配布します。

● 申告期間・会場について

▼ 申告期間

平成22年2月12日(金)～3月15日(月)

▼ 申告会場

町生涯学習センター研修室(町役場併設)

※還付を受けるための申告書は、期間前でも熊本東税務署に提出

することができません。

申告をしないと、町営住宅や児童手当などの手続きに必要な所得証明書などの発行ができません。また、国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合がありますので、必ず申告をしてください。

※国保税の支払証明書が必要な人は、町税務課窓口で申請してください。納税義務者および同一世帯の家族について発行します。

▼ お問い合わせ先

町税務課  
☎096・234・1111  
(内線115)

熊本東税務署  
☎096・369・5566

## ◆ 滞納処分の強力な推進と徴収体制の強化について

● 訪問徴収から差押え強化へ

町では、これまで行ってきた滞納者宅などへの訪問による徴収(臨戸徴収)での徴収の収納率が年々低下傾向にあることから、今後は、町税などの滞納者に対しては、積極的にあらゆる財産(動産・不動産、預金、給与、債権、生命保険など)を調査し、処分の強化を図る方針を決定しました。

また平成22年度からは、郡内5

町の徴収率向上のため、各町が税務課職員を相互派遣し協力し合う、併任徴収による捜索を実施し、徴収体制の強化と滞納処分を強力に推進し、滞納金の縮減に取り組みます。

● 差押えによる滞納処分の実施

差押えによる滞納処分は、次のとおり実施します。

【差押えによる滞納処分】

◆ 動産については、捜索(国税徴収法142条)により滞納者の住居、その他の場所につき捜索し、差押えを実施します。差し押さえた物件については、公売会により公売し、その代金を滞納額に充当します。

◆ 預金については、銀行などへ照会(国税徴収法141条)を行い、少額の預金であっても差し押さえます。

◆ 給与については、会社への訪問や電話での催告を行い、差押禁止額(国税徴収法76条)を除き差し押さえます。

町税は、重要な町の財源です。今回の強化は、財源の確保とともに、滞納者への自主納付の推進が大きな目的です。

滞納金の納付方法などについては、随時相談に応じます。

# 人権

## ◆こころ豊かに共に生きるII シリーズ⑦

### ●犯罪被害者などの人権

近年、何の落ち度もなく突然に悲惨な被害に巻き込まれる極めて不条理な事件や事故が多発しています。熊本県においても例外ではありません。殺人、暴行傷害、DV、ストーカー、交通事故など、毎日いろいろな事件や事故が起きています。

このような被害を受けた人々は、犯罪などによる直接的な被害のみ

ならず、事件後の長期に及ぶ精神的被害、更には治療費の支出に伴う経済的負担など、さまざまな二次的被害によって苦しめられています。多くの犯罪被害者やその家族・遺族は、誰からも援助の手を差し伸べられることなく、一人で悩み苦しんでいるのが現状です。

犯罪被害者などの人権が守られるためには、被害者を保護する法律や制度などの整備のほか、精神的なケアや経済的な補償など、数多くの課題が残されています。

被害者の支援活動を行う民間団体として、「熊本犯罪被害者支援センター」が設立されました。支援センターは、犯罪被害者やその家族・遺族に対して、精神的ケアなどを行うとともに、社会の被害者支援意識の高揚を図ることで被害者の被害の回復や軽減を図る団体です。主な活動として、月々金曜日の午前10時～午後4時に、職員や相談員が電話や面接による相談を受けています。また、弁護士による法律相談を毎月第2水曜日・第4木曜日に、臨床心理士などによる心理相談を毎月第1・第

3月曜日に実施しています。相談は無料ですが予約が必要です。さらに、被害者の希望に応じて法廷での付添いや警察・病院への同行、身の回りの支援などを行います。毎日のニュースを見ても、突然に悲惨な事件や事故に巻き込まれるということが多発しています。誰もが被害者となりうるこの社会において、被害者が抱える問題は「明日は我が身」の問題でもあるのです。

▼お問い合わせ先

(社)熊本犯罪被害者支援センター  
☎096・386・0337

# 福祉

## ◆在宅の重度障がい者(児)の皆さんへお知らせ

在宅の重度障がい者(児)を対象とした手当には、次のものがあります。

### ●特別障害者手当

在宅で、重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に対して支給する手当

#### 【認定基準】

- 1 おおむね、重度の障がい
- 2 2つ以上ある人、
- 3 2度の障がい
- 4 2つ以上の障がい

### ●障害児福祉手当

在宅で、重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の人に対し支給する手当

#### 【認定基準】

- 1 身体障害者手帳1～2級相当の人
- 2 療育手帳A1、A2およびB1(一部)の障がい児、
- 3 そのほか、右記と同程度の障がいのある人

(寝たきりなど)で、日常生活活動のほとんどが一人でできない人、  
3 絶対安静の症状が長く続いている人、  
4 重度の精神障がい(知的障がいを含む)のため、食事・用便・会話などの日常生活能力がほとんどない人

【手当額】 月額 26,440円

障がいのある人、  
2 療育手帳A1の人、  
3 そのほか、右記と同程度の障がいのある人

【手当額】 月額 14,380円

### ●特別児童扶養手当

在宅で、中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対して支給する手当

#### 【認定基準】

- 1 身体障害者手帳1～4程度の障がい児、
- 2 療育手帳A1、A2およびB1(一部)の障がい児、
- 3 そのほか、右記と同程度の障がいのある人

【手当額】  
・ 1級 月額 50,750円  
・ 2級 月額 33,800円

### ●共通の注意事項

- (1) これらの手当は、受給資格を有する者が認定請求をして、認定を行う認定請求主義制度です。
- (2) 障がいの状態は、原則として診断書を提出していただき審査することになります。
- (3) 所得による支給制限があります。
- (4) 申請の際、手当により必要となる書類が違いますので、申請前にご相談ください。